期間入札のながれ（概要図）

※本図は、期間入札のながれの概要を記載したものです。詳細は、公示書・入札要領をはじめ、本入札案内書をよくお読みください。

公　示

令和８年１０月１日（木）　（関係資料配布開始）

↓

入札保証金の納付

入札の前に、所定の入札保証金振込依頼書により、**各自の入札金額の１００分の５以上**の金額を最寄りの金融機関から納付してください。

↓

入札受付期間

令和８年１０月２２日（木）　午前８時３０分から
令和８年１１月　６日（金）　午後５時１５分まで【必着】

↓

開　札

令和８年１１月２７日（金）午前１０時００分から

↓

落札者以外の入札参加者

入札保証金の還付

（振込によりお返しします。）

落札者

契　約

令和８年１２月２５日（金）までに売買契約を締結していただきます。（農地法上の手続きを要する物件などについては、別に契約期限を定めます。期限までに契約を締結しない場合には、入札保証金は国庫に帰属します。）

↓

落札者において選択

売買代金の支払い①

（Ⅰ）契約保証金

売買契約を締結しようとするときに**契約保証金**として**売買代金の１割以上**を納付していただきます。

（契約保証金には入札保証金を充当することができます。）

（Ⅱ）売買代金

その後、**売買契約締結日を含めて２０日以内**に**売買代金と契約保証金の差額**を国が発行する納入告知書により納付していただきます。

ただし、**３月中の契約は契約保証金を売買代金に充当することができません**ので、売買代金を全額納付していただきます。売買代金の全額納付後、保証金を還付します。

売買代金の支払い②

売買契約締結時に**売買代金全額**を納付していただきます。

（売買代金には入札保証金を充当することができます。）

↓

所有権の移転

国が所有権移転登記を行い、登記識別情報通知を交付します。
（登録免許税は、落札者の負担となります。）